

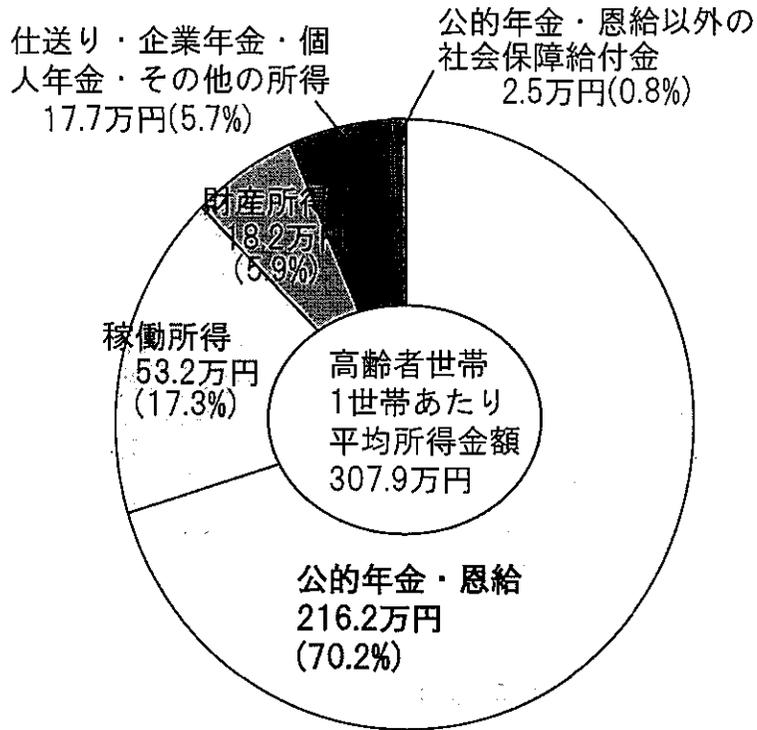
# 参 考 資 料 集

## (目次)

○ 基礎資料編	
・ 年金の役割	2
・ 公的年金制度の仕組み	5
・ 年金財政の仕組み	6
・ 年金額の基本設計	7
・ 老齢基礎年金月額分布	8
・ 高齢者世帯の所得分布	10
・ 無年金者数について	11
・ 現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額	12
・ 被保険者期間別の老齢基礎年金新規裁定者数	13
・ 障害年金制度の概要	14
・ 遺族年金制度の概要	17
・ 平成22年度の納付状況等	19
・ 年金制度の国際比較	24
・ 各国の公的扶助制度と拠出制年金制度以外の所得保障	25
○ 社会保障改革集中検討会議提出資料 抜粋	
・ 現行制度の抱える課題に対する解決の方向性	27
・ 受給資格期間の短縮	28
・ 低所得者への加算	30
・ 高所得者の年金額の見直し	33
・ 各団体等の意見の抜粋	37
○ 受給資格期間の短縮に関する資料	
・ 国民年金法の解説等	39
・ 諸外国における受給資格期間	41
○ 所得・収入に応じた加算・減額に関する資料	
・ 高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準	42
・ 生活保護と公的年金の役割の違い等	44
・ 現行年金制度における加算制度	47
・ 収入・所得・課税所得の概念図	48
・ 公的年金等控除の概要	49
・ 財産権に関する過去の判例等	50
・ 社会保障制度における低所得者への負担軽減の仕組み	53
・ 所得保障施策における基礎年金の位置づけ	55
・ 基礎年金の給付水準 改定経緯	56
・ 世代ごとの保険料負担額と年金給付額について	57

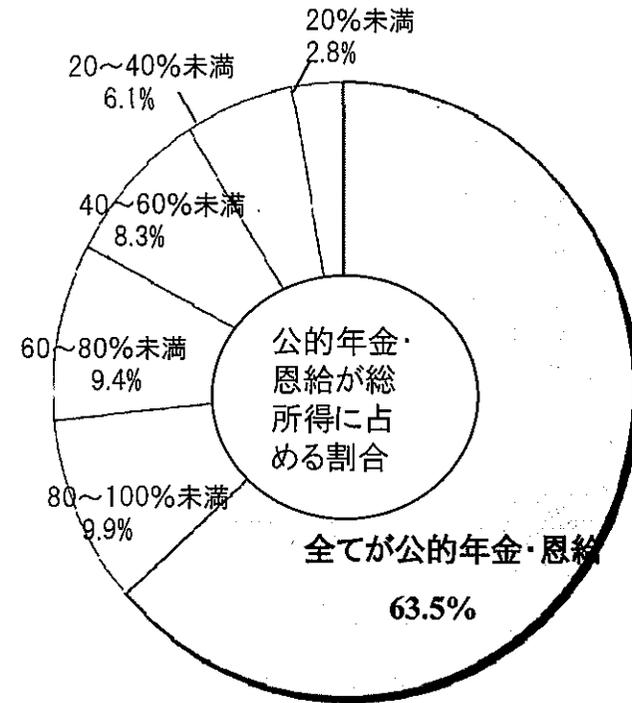
# 年金の役割(1)

## ① 年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成22年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

## ② 6割の高齡者世帯が年金収入だけで生活



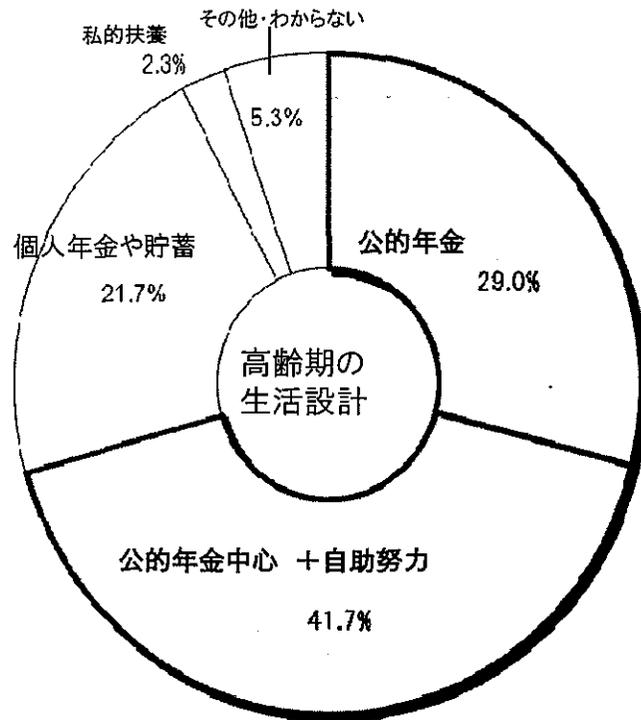
(資料)平成21年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

○「公的年金・恩給が総所得に占める割合」についての注意

平成21年度の状況を見る平成22年国民生活基礎調査については、定額給付金の支給による一時的な影響により、「全てが公的年金・恩給」の割合が極端に少なくなる例外的な結果となるため、資料として採用しなかった。

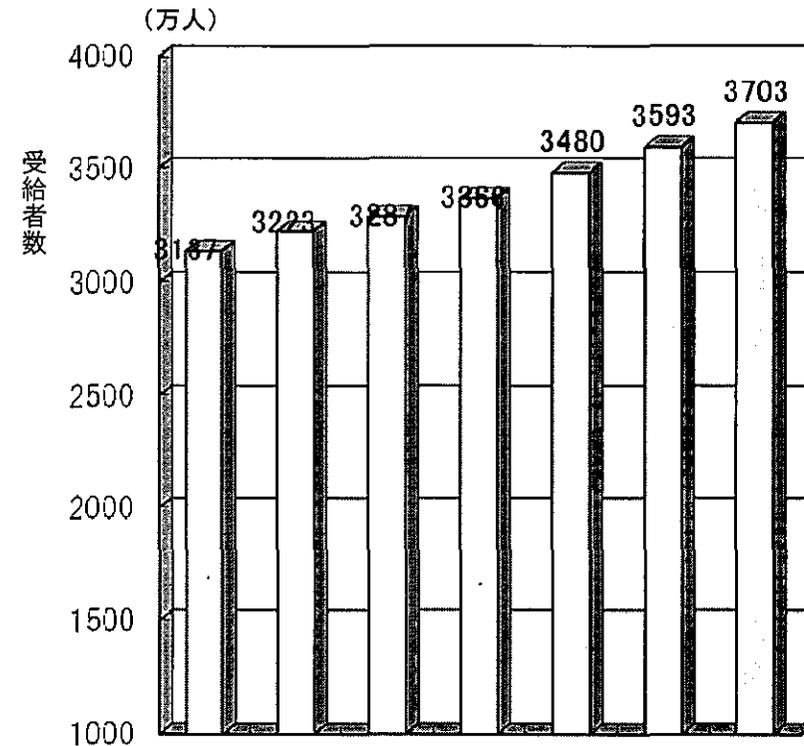
# 年金の役割(2)

## ③ 高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割



(資料)年金制度に関する世論調査(平成15年内閣府)

## ④ 国民の4人に1人が年金を受給



(資料)厚生年金保険・国民年金事業の概況 (厚生労働省)

# 年金の役割(3)

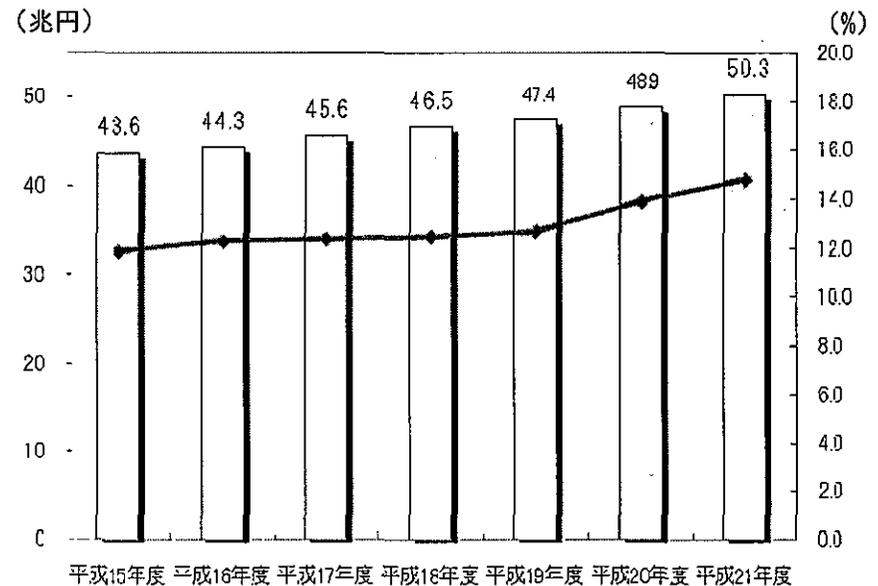
## ⑤ 地域経済を支える役割 — 家計消費の2割が年金の地域も

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費 支出比
島根県(28.6%)	17.8%	23.7%
高知県(27.8%)	17.4%	20.4%
愛媛県(25.6%)	16.0%	21.0%
鳥取県(25.5%)	15.7%	20.0%
長崎県(25.2%)	15.6%	21.0%
山口県(26.9%)	15.2%	23.4%
秋田県(28.4%)	15.1%	18.7%

高齢化率:総務省「人口推計」(平成20年10月1日現在)  
 都道府県別年金総額:厚生労働省年金局事業企画課調査室提供(平成20年度)  
 県民所得・家計最終消費支出:内閣府「県民経済計算」(平成20年度)

## ⑥ 年金総額は50.3兆円。対国民所得比14.8%

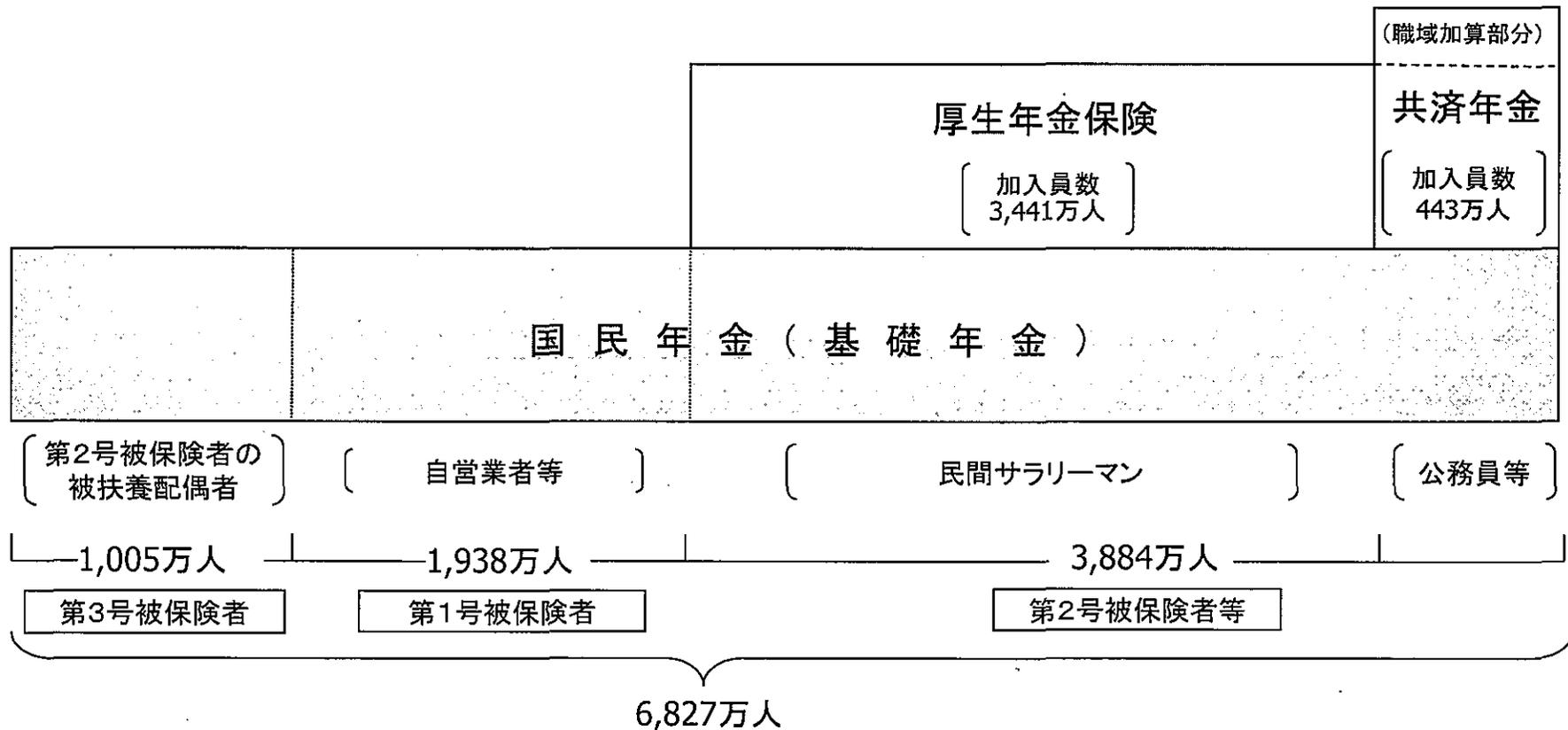


(資料)厚生年金保険・国民年金事業の概況 (厚生労働省)

# 年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

（数値は、平成22年3月末）



※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。）。第2号被保険者等のうち、共済組合の組合員及び加入員については、平成21年度末現在の実績である。

# 年金財政の仕組み

## 年金受給者



厚生年金などの給付  
(報酬比例年金)

基礎年金の給付

基礎年金勘定

国庫負担

国民年金

厚生年金など

国民年金保  
険料

厚生年金  
保険料など

労使折半

各制度は、基礎年金給付費の総額を、それぞれの被保険者数(第3号被保険者を含む)で按分した額を負担する。

拠出金

拠出金

## 現役世代



自営業者など  
〔国民年金の  
第1号被保険者〕

被用者(サラリーマン)  
〔国民年金の第2号被保険者  
=厚生年金の被保険者など〕

(注1) 資金の大きな流れのみを表示しており、細かい部分は省略している。

(注2) 共済年金については、「厚生年金など」に含めている。

(注3) 「国民年金」・「厚生年金など」は、年金の給付や基礎年金勘定への拠出にあたり、年金積立金の運用収入など、保険料と国庫負担以外の収入も、その支出に充てている。

# 年金額の基本設計

## ① 基礎年金（満額を定額で設定）

- 国民年金の一月の保険料は、1万5,020円（平成23年度）
- 基礎年金の額は、平成23年度は月額で単身6.6万円、夫婦13.1万円（保険料を40年間納付した場合）

- ※ 年金を受給するためには、保険料納付済期間、保険料免除期間、カラ期間の合計が25年以上であることが必要。  
（カラ期間とは、専業主婦や学生が、加入義務がないために制度に加入していなかった期間をいう。年金額には反映されない。）
- ※ 第2号被保険者期間、第3号被保険者期間については、保険料納付済期間に含まれる。
- ※ 保険料免除期間は、全額免除の場合は、2分の1（平成20年度以前は3分の1）として年金額を計算する。半額免除等の場合は、4分の3（同3分の2）等とする。
- ※ 国民年金保険料を25年間納付した場合の年金額は、月額で単身4.1万円。

$$\left[ \text{約}6.6\text{万円} \times \frac{25\text{年}}{40\text{年}} = \text{約}4.1\text{万円} \right]$$

## ② 厚生年金（報酬比例）

- 厚生年金の保険料率は、16.058%（平成22年9月～平成23年8月）
- 厚生年金の額は、以下の計算式により算出。

$$\left( \begin{array}{c} \text{平成14年度までの分} \\ \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \frac{7.125}{1000} \text{注1} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月までの} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{平成15年度以降の分} \\ \text{平均標準} \\ \text{報酬額} \end{array} \times \frac{5.481}{1000} \text{注1} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以降の} \\ \text{被保険者期間の月数} \end{array} \right)$$

注1) 1000分の7.125 や1000分の5.481 の乗率は、生年月日により異なる。 注2) 賞与を含めた年収を12で除した額。

- ※ 上記の計算式は、平成12年改正後のものであるが、これによる年金額が改正前の計算式による年金額を下回る場合には、改正前の年金額を支給している。
- ※ 過去の収入は、現在の水準に評価し直して計算（例えば、昭和40年度の給与は約7倍換算して計算）する。（＝再評価）
- ※ 平均月収36万円で40年間加入した場合（配偶者は、第3号被保険者）を想定した夫婦2人分の標準的な額（月額）は、231,648円（平成23年度）。（老齢厚生年金100,166円 + 老齢基礎年金65,741円×2）

# 老齡基礎年金の年金月額分布

(平成21年度末)

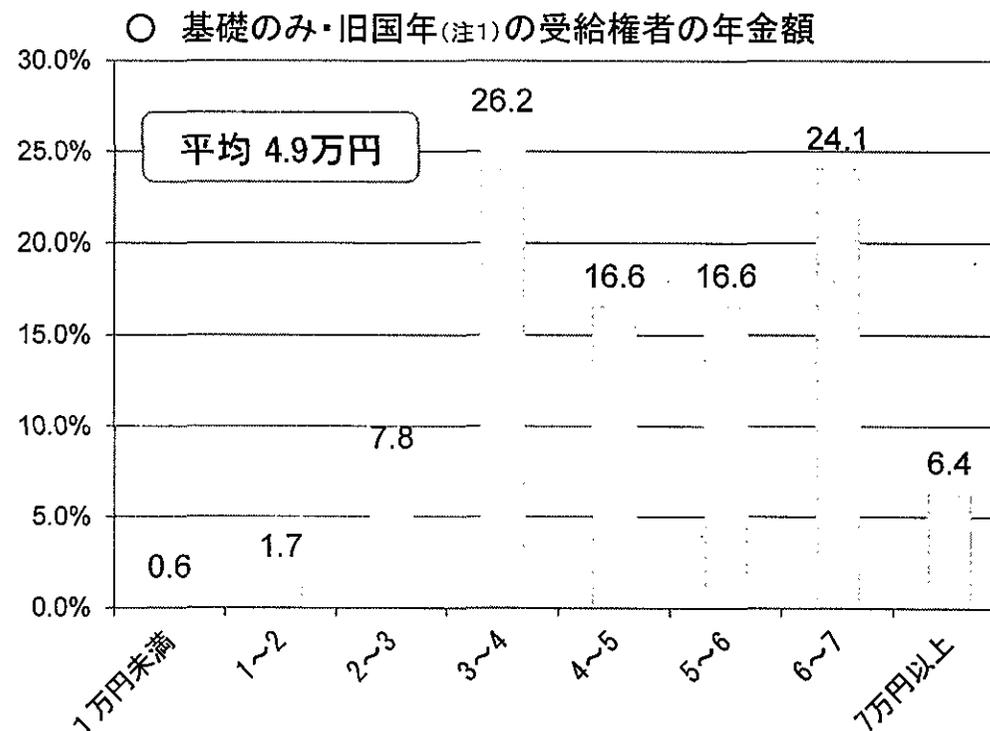
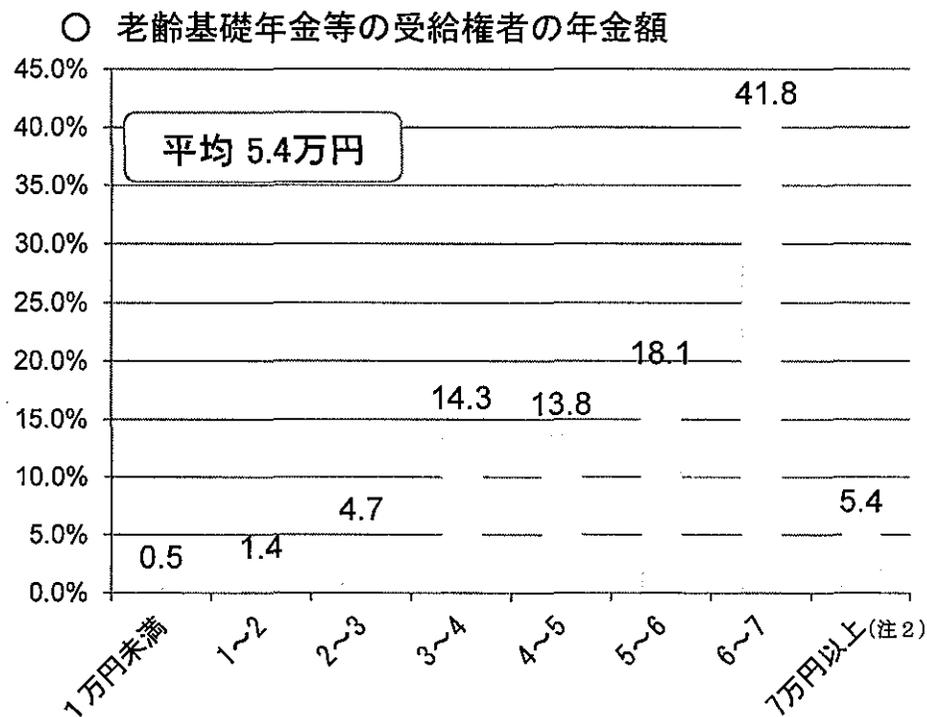
年金月額	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合 計 (割 合)		男 子	女 子	合 計 (割 合)		男 子	女 子
	25,014,879	100.0%	10,838,209	14,176,670	8,550,449	100.0%	2,037,041	6,513,408
万円以上 万円未満								
～ 1	129,470	0.5%	11,594	117,876	54,359	0.6%	1,577	52,782
1 ～ 2	341,323	1.4%	65,999	275,324	149,560	1.7%	12,328	137,232
2 ～ 3	1,164,962	4.7%	248,496	916,466	663,623	7.8%	77,511	586,112
3 ～ 4	3,583,278	14.3%	785,899	2,797,379	2,237,235	26.2%	398,600	1,838,635
4 ～ 5	3,444,736	13.8%	914,790	2,529,946	1,417,793	16.6%	315,210	1,102,583
5 ～ 6	4,539,873	18.1%	1,671,294	2,868,579	1,420,620	16.6%	309,994	1,110,626
6 ～ 7	10,467,009	41.8%	6,754,631	3,712,378	2,060,363	24.1%	777,007	1,283,356
7 ～	1,344,228	5.4%	385,506	958,722	546,896	6.4%	144,814	402,082
平均月額(円)	54,258		59,166	50,506	48,921		53,875	47,371

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金受給権者(5年年金を除く)の受給権者をいう。

(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

## 老齢基礎年金の年金月額の分布

- 老齢基礎年金等の受給権者（21年度末で約2,500万人）の年金額分布をみると、月額6万円台が最も多く、次いで月額5万円台、3万円台が多くなっている。
- これをいわゆる1階部分（基礎のみ・旧国民年金老齢年金）のみの年金受給権者で見た場合には、月額3万円台が最も多く、次いで6万円台が多くなっている。



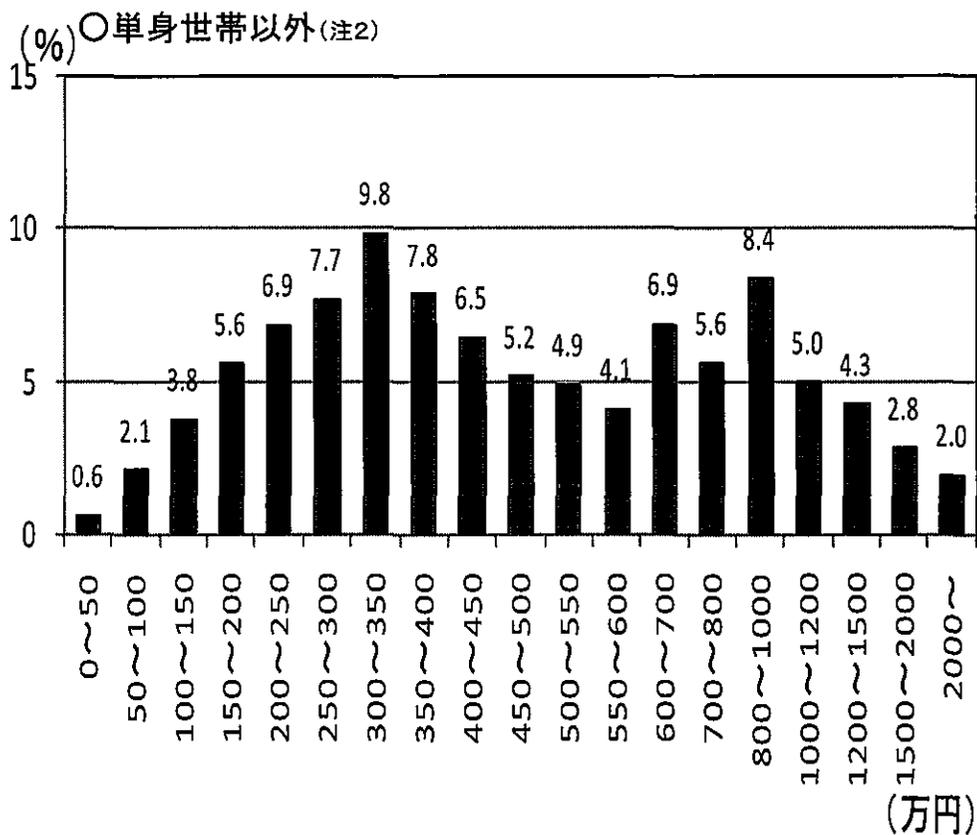
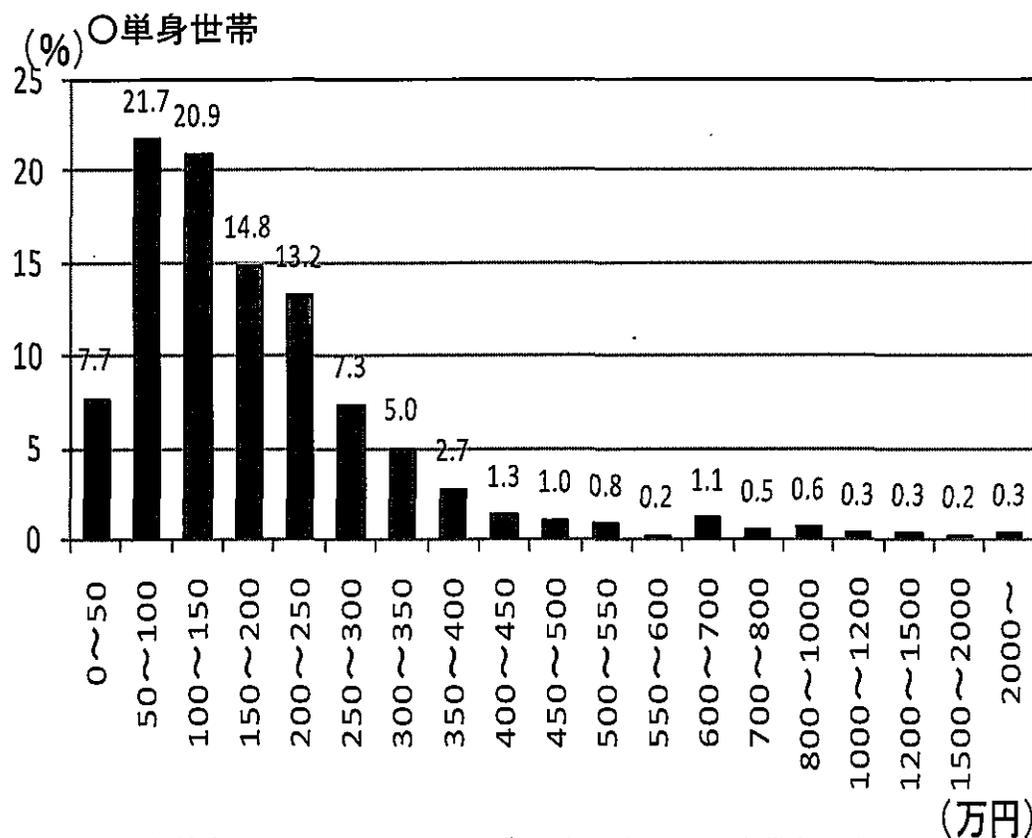
(注1) 基礎のみ・旧国民年金老齢年金とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金（5年年金を除く。）をいう。

(注2) 老齢基礎年金の満額が6.6万円であるにもかかわらず、7万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

## 高齢者のいる世帯の所得分布

- 高齢者のいる世帯<sup>(注1)</sup>の所得<sup>(注2)</sup>については、単身世帯においては、年額50万円以上100万円未満である世帯が最も多く、年額150万円未満である世帯が半数以上を占めている。
- 単身世帯以外<sup>(注3)</sup>においては、年額300万円以上350万円未満の世帯が最も多く、年額350万円未満である世帯が1/3以上を占めている。



(注1) 高齢者のいる世帯とは、65歳以上の者のいる世帯をいう。

(注2) 国民生活基礎調査の「所得」は、給与収入、年金収入、事業所得（売上げから必要経費を控除した額）等の合計を指す。

(注3) 単身世帯以外については、高齢者以外の世帯員の所得も含んでいるため、必ずしも高齢者の所得ではない。

## 無年金者数について

～保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者について～

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者		(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	} 118万人	—
60歳～64歳	31万人		(65万人)
65歳以上	42万人		(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

## 現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額

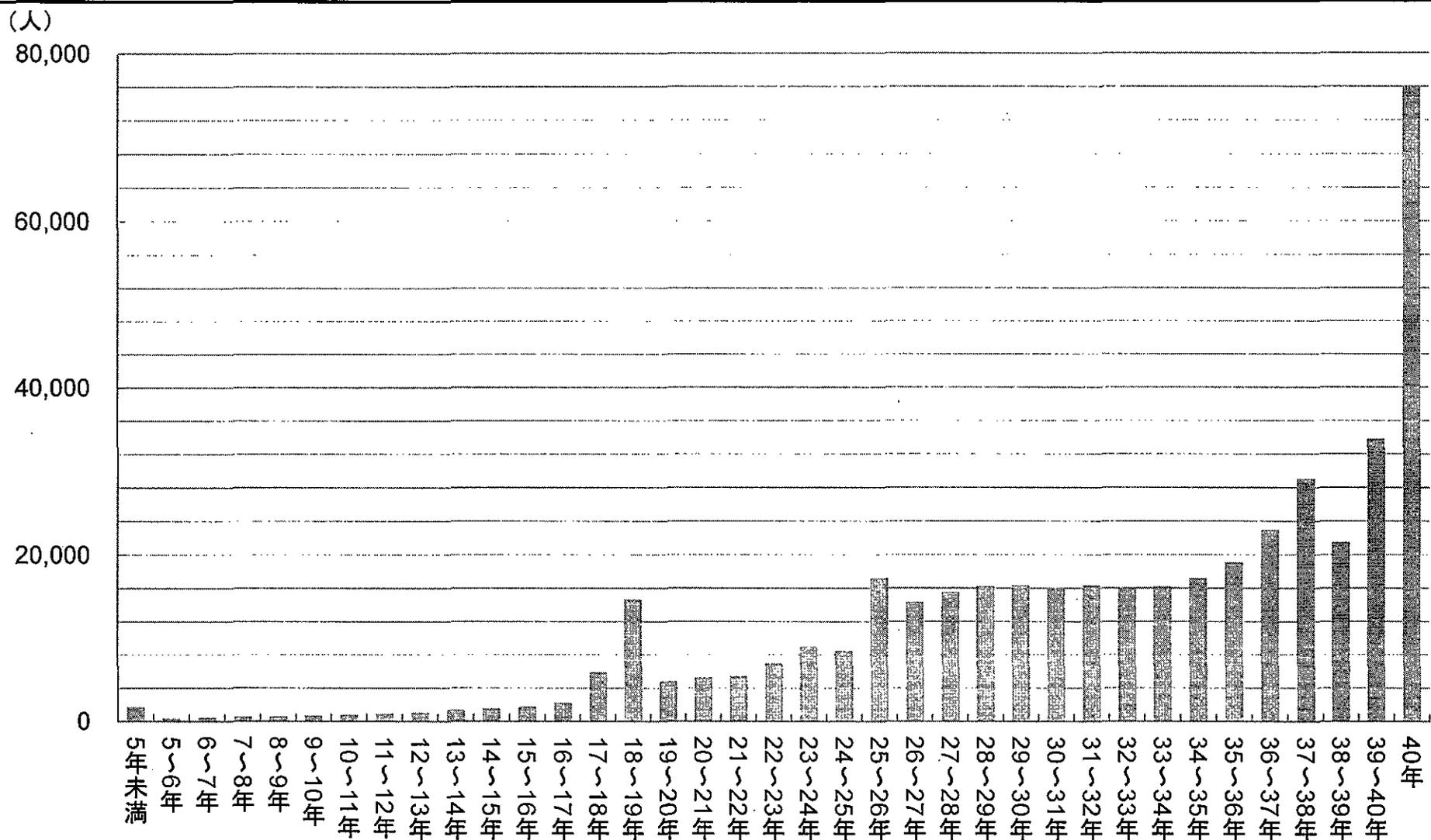
		免除なし	半額免除	全額免除
現行制度	40年	65,741円	49,308円	32,875円
	25年	41,091円	30,816円	20,541円
受給資格期間短縮後	20年	32,875円	24,650円	16,433円
	10年	16,433円	12,325円	8,216円
	5年	8,216円	6,166円	4,108円

※1 国庫負担割合を1/2として計算

※2 半額免除又は全額免除の年金額については、例えば、20年の場合、免除申請に基づく期間が20年（半額免除の場合は当該期間に係る保険料納付が前提）あり、残りの20年は未納として計算

※3 年金額は平成23年度

## 被保険者期間別の老齢基礎年金新規裁定者数（平成21年度）



(納付済期間+免除期間)

- (注1) 被保険者期間 (=納付済期間+免除期間) には、合算対象期間は含まれないため、25年未満の者が存在している。  
 例えば、平成21年(2009年)に65歳に達する者は、昭和61年(1986年)当時42歳であるため、昭和61年の第3号被保険者制度創設前に、専業主婦であって任意加入していなければ、その後の保険料納付済期間は、18～19年となっていると考えられる。
- (注2) 新規裁定者とは、その者にとって初めて年金の裁定行為がなされた者をいう。例えば、老齢基礎年金の裁定より前に、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けている者などは、分析に含まれていない。(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

# 障害年金制度の概要

## 障害基礎年金

### 1. 支給要件

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（ともに障害認定日という）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

(注) 保険料納付要件

国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間が、

- ① 初診日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あること、あるいは、
- ② 初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がないこと。

### 2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

(注) 20歳前傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がない場合、所得が360.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、462.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

### 3. 年金額（平成23年度）

〈1級障害の場合〉 月額82,175円(年額986,100円) + 子の加算額  
..... (老齢基礎年金の満額の1.25倍)

〈2級障害の場合〉 月額65,741円(年額788,900円) + 子の加算額  
..... (老齢基礎年金の満額と同額)

子の加算額: 第1子・第2子... 月額 各18,916円(年額227,000円)  
第3子以降 ... 月額 各6,300円(年額75,600円)

# 障害厚生年金

## 1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日(障害基礎年金と同じ)に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。  
(1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。)

(注) 障害手当金

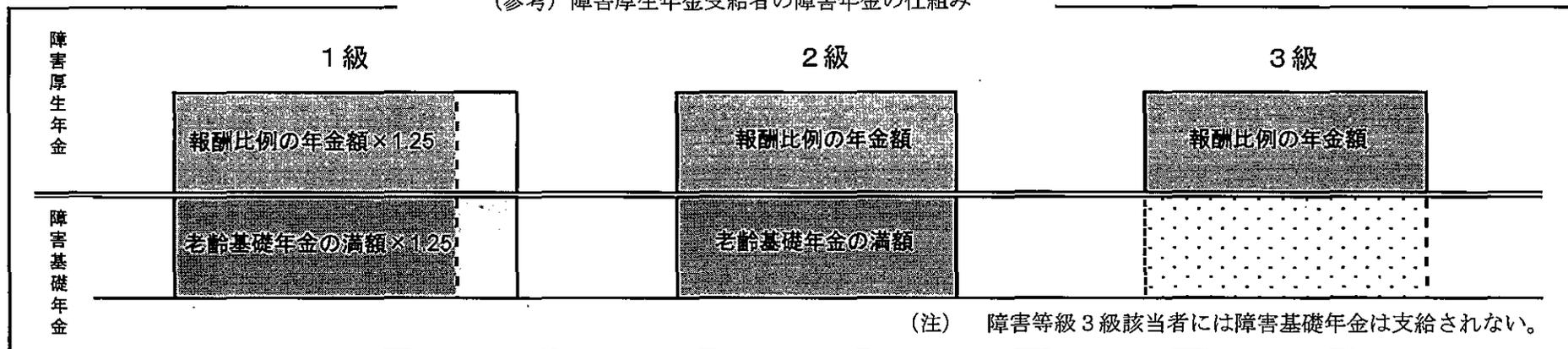
厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

## 2. 年金額

- 〈1級障害の場合〉 (報酬比例の年金額×1.25) + 配偶者加給年金額  
〈2級障害の場合〉 (報酬比例の年金額) + 配偶者加給年金額  
〈3級障害の場合〉 (報酬比例の年金額) (ただし、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする)

※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。  
ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

(参考) 障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



## 障害等級の例

	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	両手がない者、両足がない者、両目の矯正視力の和が0.04以下の者、その他	障害基礎年金と同じ
2級	片手がない者、片足がない者、両目の矯正視力の和が0.05以上0.08以下の者、その他	障害基礎年金と同じ
3級	—	両目の矯正視力が0.1以下の者、その他

(注) 障害等級の考え方

- 1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害
- 2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害
- 3級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

# 遺族年金制度の概要

## 遺族基礎年金

### 1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者

(注) ①、②については、保険料の滞納期間が3分の1未満を条件とする。

なお、平成28年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。

- ③ 老齢基礎年金の受給権者
- ④ 老齢基礎年金の受給資格要件を満たした者

### 2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻
- ② 子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)

(注1) 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

(注2) 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族という。

### 3. 年金額(平成23年度)

788,900円+子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各227,000円 第3子以降・・・各75,600円

# 遺族厚生年金

## 1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき  
(注) ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。
- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者が死亡したとき

## 2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子（つまり、遺族基礎年金を受給できる遺族）
- ② 子のない妻      ③ 孫      ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母（支給開始は60歳から）

したがって、子のある妻または子には遺族基礎年金と遺族厚生年金の2つの年金が支給される。子のない妻、孫、夫、父母および祖父母には遺族厚生年金のみが支給される。

## 3. 現行の選択方法

高齢の遺族配偶者（自らの老齢年金受給権が発生した者）は、自らの老齢基礎年金を受給するとともに、報酬比例年金については、自らの老齢厚生年金と遺族厚生年金の二つの受給権を持つことになる。

現行制度においては、以下の方法で併給調整され年金額が決められる。

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給される。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①とともに、その差額が遺族厚生年金として支給される。
  - A. 遺族厚生年金（配偶者の老齢厚生年金の3/4）
  - B. 遺族厚生年金の2/3（配偶者の老齢厚生年金の1/2）と自らの老齢厚生年金の1/2

# 平成22年度の納付状況等について

## (1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。
- 未納者（注1）は約321万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約5%）

### 《公的年金加入者の状況（平成22年度末）》

6,836万人				
公的年金加入者 6,827万人				
第1号被保険者 (注3) 1,938万人		第2号被保険者等 3,884万人		(注3) 第3号被保険者 1,005万人
免除者348万人 学特・猶予者 204万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注3) 3,441万人	共済組合 (注4) 443万人	

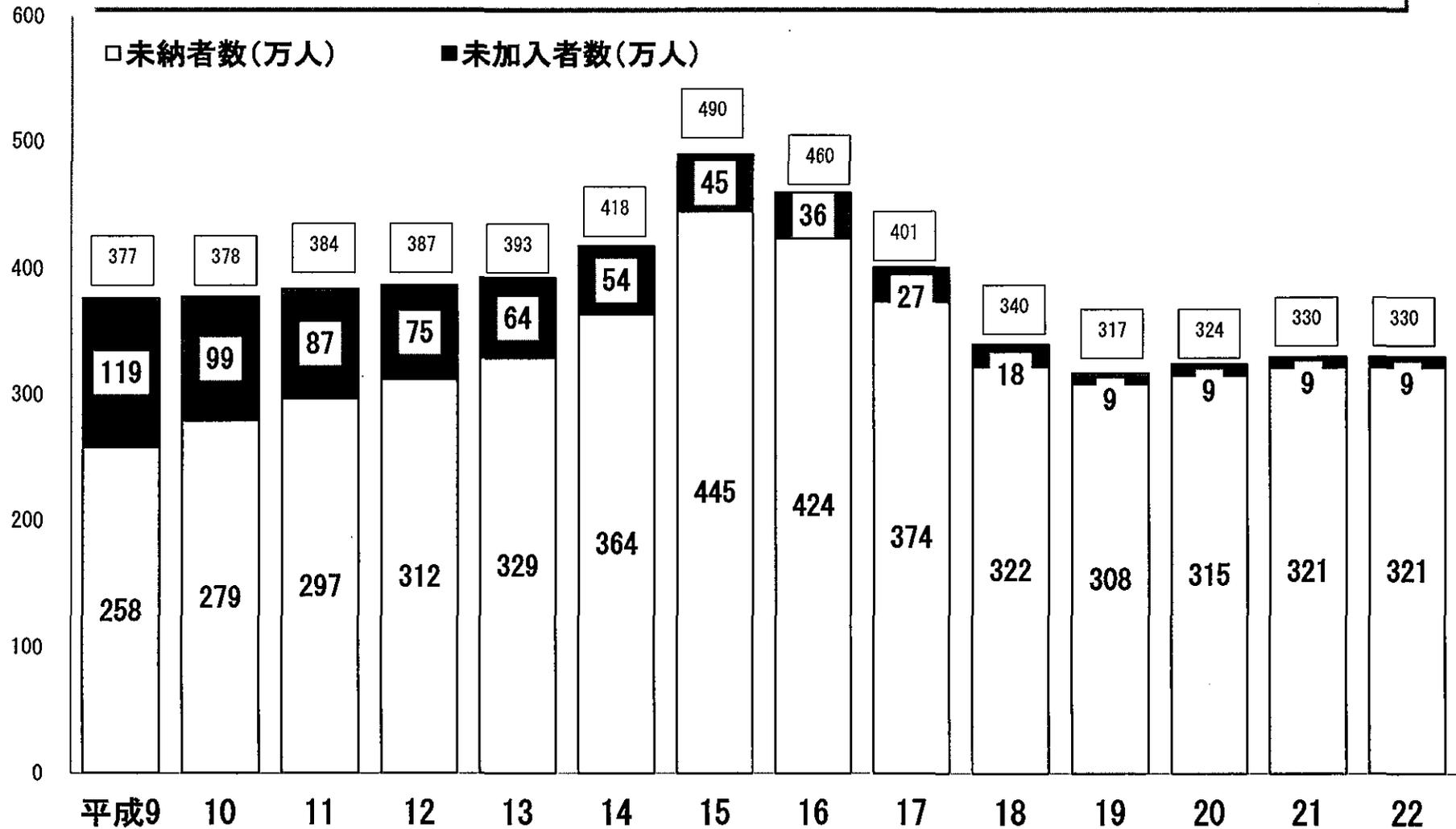
未納者 321万人 (注1)  
未加入者 9万人 (注2) } 330万人

- 注1) 未納者とは、24か月（平成21年4月～23年3月）の保険料が未納となっている者。  
 注2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度に調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。  
 注3) 平成23年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者（34万人）が含まれている。  
 注4) 平成22年3月末現在。  
 注5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

(参考)

### 公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

(20歳到達者に対する届出がない場合の手帳送付による資格取得の手続き(いわゆる「職権適用」)が完全実施された平成9年度以降の推移)



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線形按分したものである。  
なお、平成20年度以降の未加入者数は、平成19年度の数値を仮置きしている。

## (2) 国民年金保険料の納付状況

### 平成22年度の国民年金保険料の納付率等について

① 平成22年度の現年度納付率は、  
**59.3%**  
 (対前年度比△0.7ポイント)

② 平成20年度の最終納付率は、**66.8%**  
 (平成20年度末と比較して+4.8ポイント)  
 (平成22年度末時点)

#### 納付率の推移

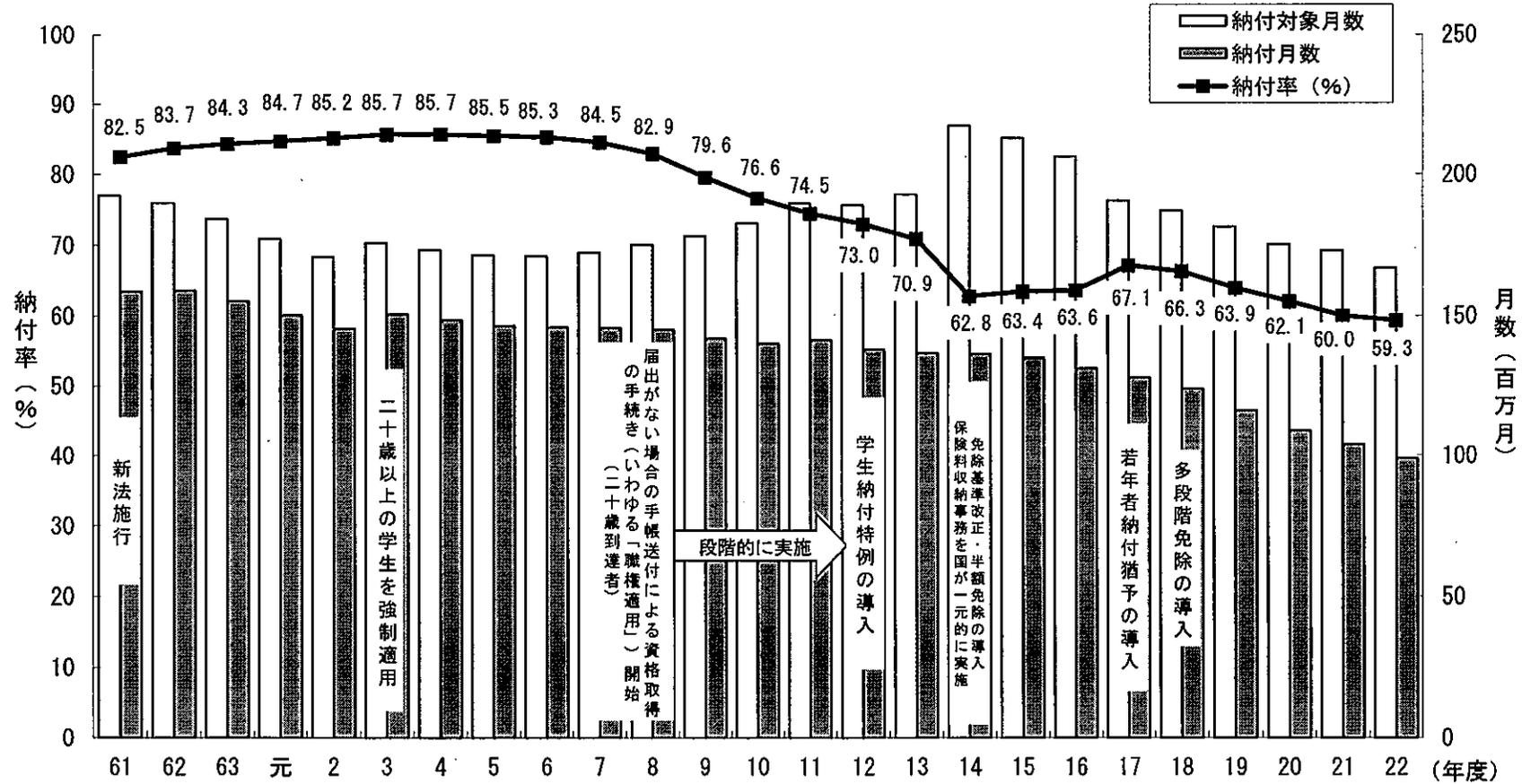
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
17年度分 保険料	67.1%	70.7%	72.4%			
18年度分 保険料		66.3%	69.0%	70.8%		
19年度分 保険料			63.9%	66.7%	68.6%	
20年度分 保険料				62.1%	65.0%	66.8%
21年度分 保険料					60.0%	63.2%
22年度分 保険料						59.3%

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

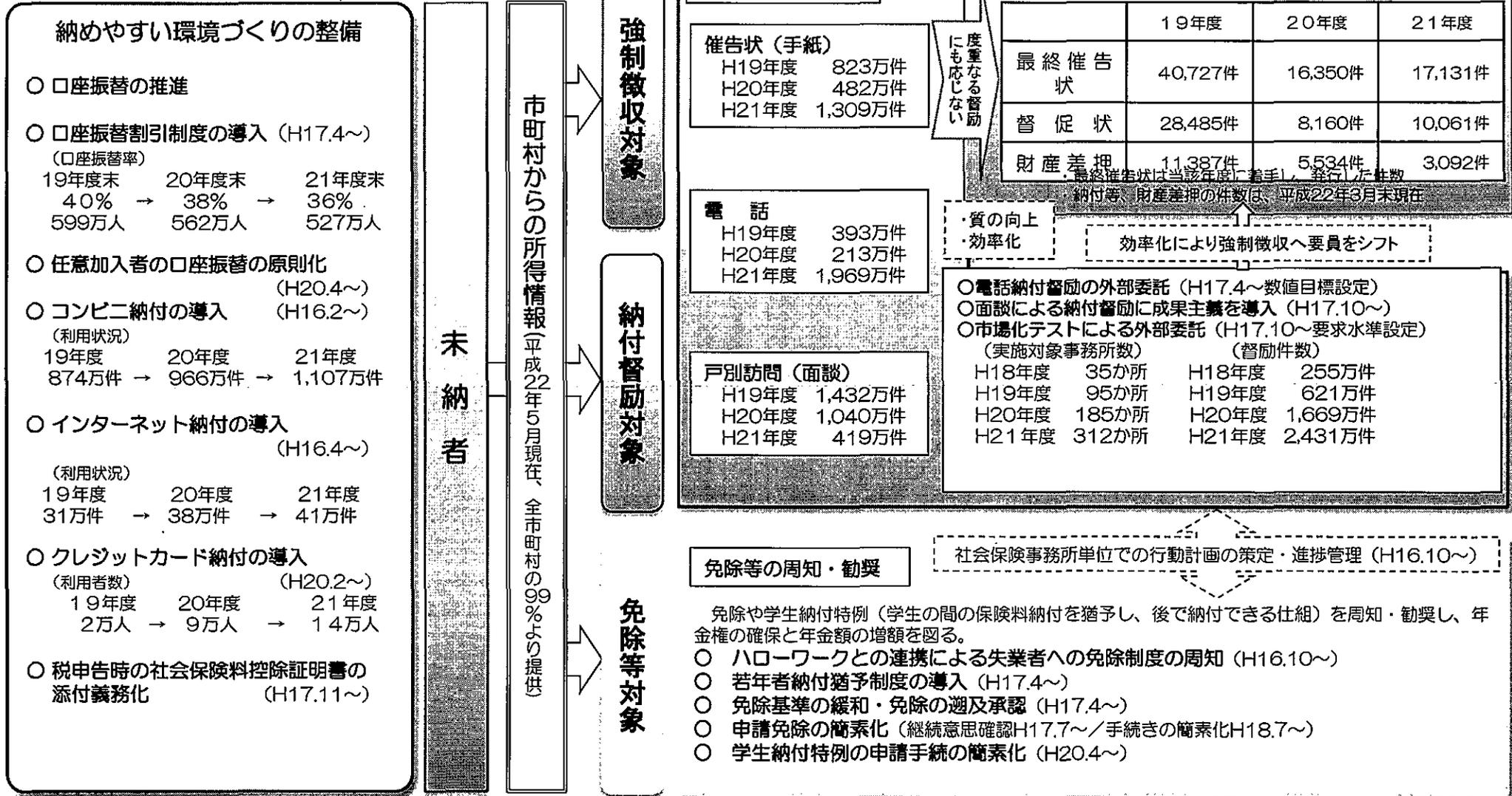
「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 最終納付率は、20年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

## 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移（現年度分）



# 収納対策のスキーム（概念図）

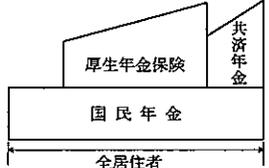
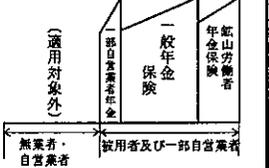
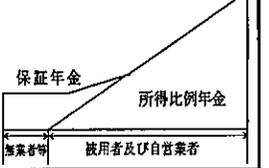


普及・啓発活動等

- ◎年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭 報・サービスの提供
- ◎学生等に対し年金制度の意義等に関する理解を促進
- ◎ねんきん定期便等、きめ細かい情報

# 年金制度の国際比較

(平成23年8月作成)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 	1階建て 	2階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者 (弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率 (2010年)	(一般被用者) 厚生年金保険：16.058% (2010.9～、労使折半) ※ 第1号被保険者は定額 (2011.4～、月あたり15,020円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人：11.0% 事業主：12.8% ※ 保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用	(一般被用者) 19.9% (労使折半)	(一般被用者) 16.65% 本人：6.75% 事業主：9.9%	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※ その他に遺族年金の保険料1.7%が事業主にかかる (老齢年金とは別制度)
支給開始年齢 (2010年)	国民年金(基礎年金)：65歳 厚生年金保険：60歳 ※ 男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引き上げ	66歳 ※ 2027年までに67歳に引き上げ	男性：65歳 女性：60歳 ※ 女性は2020年までに65歳に引き上げ ※ さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引き上げ	65歳 ※ 2012年から2029年までに67歳に引き上げ	60歳 ※ 2018年までに62歳に引き上げ	61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
年金受給のために必要とされる加入期間	25年	40加入四半期 (10年相当)	なし (2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性11年、女性9.75年の加入期間が必要)	5年	なし	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)
国庫負担	基礎年金給付費の2分の1	なし	原則なし	給付費の27.6% (2009年)	一般税、一般社会拠出金 (CSG) 等より約26.7% (2009年)	保証年金部分
(参考) 高齢化率 (2010年の推計値)	22.6%	13.0%	16.6%	20.5%	17.0%	18.3%

資料出所 ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2010 / The Americas, 2009  
 ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union  
 ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会) ほか

# 《各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障》

国	公的扶助制度 (注1)	主な対象者	高齢者	失業者	母子	障害者	高齢者に対する 拠出制年金以外 の特別な所得保 障制度	制度の特徴	支給要件	扶養義務範囲
日本	生活保護	・資産、能力等を活用した上でも生活に困窮する者	○	○	○	○	なし	—		○父母など直系血族と兄弟姉妹 ○3親等以内の親族 〔民法で規定〕
ドイツ	社会扶助 (注2)	・必要不可欠の生計費を自ら全くあるいは十分に調達できない者 ・年齢制限なし	△	△	○	○	基礎保障 (注2)	○65歳以上の者及び18歳以上で継続的に稼働不能の者が対象。 ○生計扶助と同様に所得や資産の調査があるが、受給者について扶養義務を負う子や両親に対する求償は原則行われない。 ○社会扶助の実施主体である自治体が発給し、費用も負担。	○高齢者の場合、65歳。 ○ドイツ居住者。 ○所得・資産調査あり。	○血族又は姻戚と同一の世帯（血族＝父母、祖父母、叔父母） 〔社会扶助法の扱い。基礎保障法では配偶者と高所得の両親・子に限定〕
フランス	就労促進連帯 扶助 (RSA)	・収入の不足・欠如の者（失業の場合は、就業努力の実施が要件） ・25歳以上のフランス居住者	△	○	○	△	高齢者連帯手当 (ASPA)	○無年金・低年金者に対する補足的現金給付（財源は一般社会拠出金）。 ○年金制度と財源は異なるが、年金制度の保険者が制度を運営	○原則65歳。 ○フランス居住者。 原則居住期間要件なし。 （EU外出身者は5年の居住期間が必要。） ○所得調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔RSA制度上の扱い〕 ※父母は含まない
スウェーデン	社会扶助	・適正な生計費を自らの就労や他の支援制度により確保することができない者 ・年齢制限なし	△	○	○	△	保証年金 (注3)	○一定額以上の年金額を確保するための税財源による給付。	○65歳。 ○3年のスウェーデン居住期間が必要。 ○所得・資産調査なし。 ○年金額による制限あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔親子法及び婚姻法で規定〕 ※父母は含まない
イギリス	所得補助	・フルタイム就労者でないため、失業者としての登録を求められない低所得者 ・16～59歳	×	×	○	○	ペンション・クレジット	○低所得の高齢者に対する税財源による補足的現金給付。 ○所得補助に比べて、給付要件や内容が寛大。 ○年金制度と同様に年金サービス庁が運営。	○保証クレジット:60歳 貯蓄クレジット:65歳 ○英国居住者で、現に滞在していること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔1948年の国民扶助法で親に対する扶養義務を撤廃〕 ※父母は含まない
アメリカ	貧困家庭一時扶助 (TANF) (注4)	・未成年の児童、又は妊婦のいる低所得家庭	×	×	○	×	補足的保障所得 (SSI)	○高齢者、視覚障害者、その他障害者等であって低所得の者を対象とした補足的現金給付。 ○年金制度と財源は異なるが、年金保険と同様に連邦政府の社会保障庁が運営。	○高齢者の場合、65歳。 ○米国の市民権を有するか又は認定移民 (注7)であること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔州法である家族法等で規定〕 ※父母は含まない
	一般扶助 (GA) (注5)	・失業保険、SSI、TANF等の対象とならない者等	— (注6)							

○=対象、△=法律上排除されていないが運用上対象とならない者、×=法律上対象とならないことが明記されている者

(注1) 本表においては、各国における低所得者を対象とした税による代表的な公的給付を列举した。各国において給付の対象者の範囲等が異なることに留意が必要。

(注2) 2003年1月からの導入当初は、基礎保障は社会扶助とは異なるものとされていたが、2005年の社会扶助改革により、基礎保障法は連邦社会扶助法とともに社会法典第12編に統合され、社会扶助の一類型として位置付けられている。社会扶助には、生計扶助、医療扶助、介護扶助などの類型があるが、基礎保障は、生計困難者一般を対象とする生計扶助についての特別制度に当たる。

(注3) 3年以上のスウェーデン居住期間があることが受給要件。なお、当該要件を満たせないような滞在期間の短い移民などに対しては、保証年金とは別に「高齢者生計費補助制度」から給付がなされる。

(注4) 貧困家庭一時的扶助 (TANF) は、州政府により運営されており、州ごとに独自に給付額基準が設定されている。連邦政府は各州に補助金を交付。

(注5) 一般扶助 (GA) は、州政府や地方政府が独自に行う扶助施策の総称であり、失業保険や補足的保障所得 (SSI) などの適用範囲に含まれない者や、それらの給付によってもなお満たされない者を対象として、州若しくは地方政府が独自に財源を支出し実施されており、運営は実施主体により異なる。

(注6) 一般扶助 (GA) は、州政府や地方政府の独自施策であるため、対象者も各州・地方政府ごとに異なる。

(注7) 認定移民とは、7年以上米国に居住する合法永住者、亡命者、難民等

#### 【資料出所】

「主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書 (平成15年3月)」 (UFJ総研)、「諸外国における公的扶助制度等の調査研究 (平成21年3月)」 (野村総合研究所)、「海外情勢報告」 (厚生労働省) などを元に厚生労働省年金局において作成。